

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	矢巾町 (033227)
地域名 (地域内農業集落名)	矢巾中央地区 (下煙山、耳取、新田、矢幅、南矢幅)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	159.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	159.1 ha
② 田の面積	153.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	5.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	10 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	13.9 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	2.5 ha
(備考)遊休農地面積 ha(うち1号遊休農地 ha、2号遊休農地 ha) 面積について、④、⑤、後継者不在農地は地域での話し合いによるもの	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・規模縮小などの意向のある農地については、今後農業を担う者が引き受ける。
- ・後継者不在の農業者の農地面積が、下煙山地区では1ha、耳取地区では1.5 haであり、新たな農地の受け手をサンやはばを含め調整が必要。
- ・担い手が利用する農地面積の団地数は14箇所、1団地平均10haであり、下煙山及び耳取地区では集約化が必要。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・水稻を主要作物としつつ、転作作物として小麦・大豆を生産し、団地化を形成する。また、繁殖牛の生産に取り組んでいる担い手を中心に堆肥等を利用し有機農業に取り組む。
- ・地域の認定農業者について担う者に位置付けているが、基本的に、下煙山地区は営農組合、耳取地区は3名の認定農業者、三矢巾地区は法人サンやはばに集約化を進めつつ、3地域全体での協力体制を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、法人サンやはば、下煙山営農組合)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を継続する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	91.1	%	将来の目標とする集積率
			97.4 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、14箇所、平均10ha(令和6年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積・集団化の取組
担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、農用地の団地化を形成して作物のブロックローテーションを推進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、地域担当農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
地域性もあり計画はないが、農地集約に伴う作業の効率化・省力化のため、事業要件・規模に応じて耕作条件改善のための事業等の検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
(株)フォレスト百万石が野菜作りに取り組んでおり、就労継続支援B型事業所フォレストファームとして農業を中心とした就労作業を提供している。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
水稻用育苗は不動東部育苗生産組合、耳取育苗生産組合へ必要数を委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣の住処にならないよう、農地の適正管理を行う。
②畜産農家を中心に堆肥による有機農業に取り組むとともに、それぞれの担い手において、減農薬・減肥料への取り組みを進める。
③防除作業等にドローンを活用するなど、スマート農業の取り組みを進める。
⑩農福連携を行う事業所が立地しており、多様な担い手による営農が期待できる。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、麦、大豆、野菜	50.8 ha	20 ha	水稻、麦、大豆、野菜	50.5 ha	30 ha	A	
認農	B	水稻、麦、繁殖牛、牧草	16.7 ha	ha	水稻、麦、繁殖牛、牧草	16.7 ha	ha	B	
認農	C	水稻、麦、繁殖牛、果樹等	12.3 ha	3 ha	水稻、麦、繁殖牛、果樹等	13.2 ha	3 ha	C	
認農	D	水稻、麦	9.0 ha	2 ha	水稻、麦	9.0 ha	2 ha	D	
集	E	水稻、麦	28.4 ha	ha	水稻、麦	27.8 ha	ha	E	
認農	F	果物、野菜	0.9 ha	ha	果物、野菜	0.9 ha	ha	F	
認農	G	花き、果樹、農産物加工品	0.4 ha	ha	花き、果樹、農産物加工品	0.4 ha	ha	G	
認農	H	水稻、飼料作物、繁殖牛	0.9 ha	ha	水稻、飼料作物、繁殖牛	0.9 ha	ha	H	
認農	I	水稻、野菜	0.6 ha	ha	水稻、野菜	0.6 ha	ha	I	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		120 ha	25 ha		120 ha	35 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	不動東部育苗生産組合	育苗	水稻
2	耳取育苗生産組合	育苗	水稻
3	赤林育苗生産組合	育苗	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

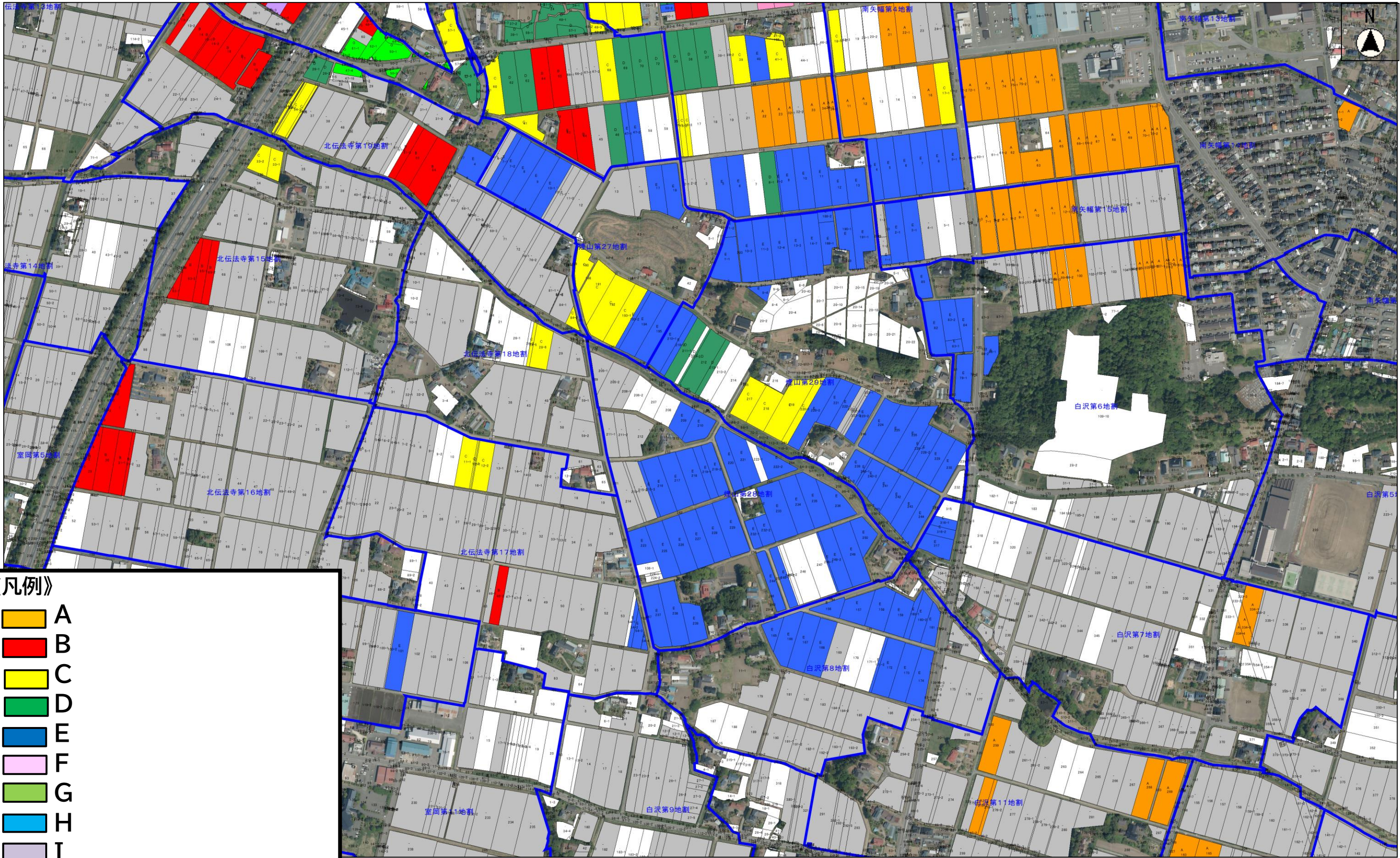
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

《凡例》

	A
	B
	C
	D
	E
	F
	G
	H
	I
	-:担い手(地域外)
	.:個人ほか

矢巾町の地域計画については、「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域外及び農業振興地域内の農用区域外農地」は対象としておりません。対象地の確認については矢巾町役場産業観光課にお問い合わせください。

地域計画図面 矢巾中央(耳取・下煙山・新田・矢幅・南矢幅 2/3)

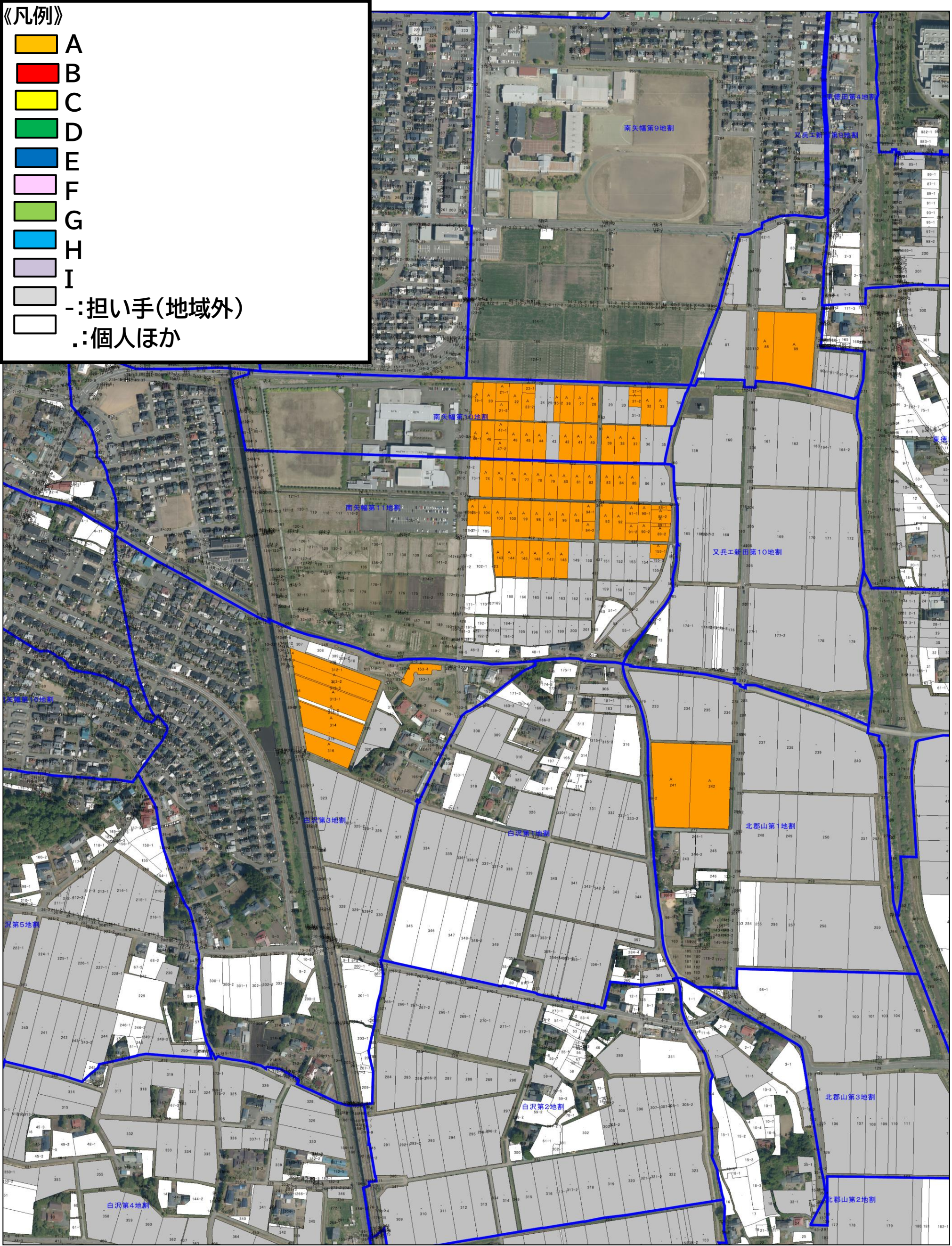


《凡例》

	A
	B
	C
	D
	E
	F
	G
	H
	I
	-:担い手(地域外)
	.:個人ほか

矢巾町の地域計画については、「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域外及び農業振興地域内の農用地区域外農地」は対象としておりません。対象地の確認については矢巾町役場産業観光課にお問い合わせください。

地域計画図面 矢巾中央(耳取・下煙山・新田・矢幅・南矢幅 3/3)



矢巾町の地域計画については、「農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域外及び農業振興地域内の農用地区域外農地」は対象としておりません。
対象地の確認については矢巾町役場産業観光課にお問い合わせください。